

さ情審査答申第265号
令和6年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年7月19日付けで貴職から受けた、「さ情審査答申第232号答申書3ページ(4)審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において特定の道路、及び水路の幅員に関する疑義及び前記2回の市有地等境界確認に本人の立会いを求める手続きに違法を主張するが、当審査会の権限外であるので言及しない。では審査は別に審査条例が存在するのか、開示又申請書はあるのか開示願いたい。情報提供係(以下「本件対象行政情報」という。)」の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年4月7日付け総総行透第38号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、調査のうえ開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) さいたま市行政透明推進課情報提供係りが提供できなければ市民は提供受け場所はない。提供係内部調査を行っても市民に提供すべきである。

請求者は審査条例は存在するのか、又別の課にて開示しているか求めている。

- 情報提供係に情報の開示を求め、開示を願います。
- (2) さいたま市情報公開・個人情報保護審査会は請求者の保護を前提とした審査会と考えているが、現実には行政職員の保護する様に思っている。
個人情報なら不開示決定はありえない開示を求めます。
- (3) 弁明の趣旨について
審査請求人は、条例の開示と再申請書の開示と提供を求めた物審査請求の棄却はいたしません。
- (4) 審査請求に係る処分について
審査請求人は本件の不開決定の棄却を求め請求物の開示提供を求めます。
- (5) 本件処分の内容及び理由について
情報提供係は、口頭意見陳述実施時立合人、内容は知っている、部所、課にあるか。回答の開示又は提供である。
- (6) 開示請求の事務手続について
審査会は権限外というのが審査会には調査権限があり調査できる。開示、提供願います。
- (7) 本件開示請求について
ア 審査請求人は特種な書面、図面を開示請求は行っていない行政に一般提供物で請求人が開示請求書提出すると不開示決定ある、情報提供係にて開示、提供願います。
イ 審査会口頭陳述実施立合人である情報提供係であり開示、提供願います。
- (8) 審査請求人は「さいたま市行政透明推進課、情報提供係りが提供できなければ市民は提供受け場所ない。
情報提供係りは市民への情報提供係りであり、開示提供部所、課の開示提供はできると思いますが、開示提供願います。
- (9) 以上により、請求人に情報提供係りに、ある、なしは知るよしもない説明されても困る請求人は調べることはできない情報提供係りであり同じ庁内であり調べることはできる。
各課同士で情報交換を行っている開示、提供は可能である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容及び理由

令和5年3月24日付けで審査請求人より「さ情審査答申第232号答申書3ページ(4)審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述におい

て特定の道路、及び水路の幅員に関する疑義及び前記2回の市有地等境界確認に本人の立会いを求める手続きに違法を主張するが、当審査会の権限外であるので言及しない。では審査は別に審査条例が存在するのか、開示又は申請書はあるのか開示願いたい。「情報提供係」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関では、行政透明推進課情報提供係（以下「情報提供係」という。）の所管する審査条例は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例のみであり、不存在であるため不開示とした。

2 審査請求人の主張について

(1) 開示請求の事務手続について

本市において、各実施機関への開示請求に係る受付は、さいたま市区役所情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）が行っている。情報公開コーナーは各区役所くらし応援室（以下「くらし応援室」という。）が管理している。くらし応援室は、開示請求に係る行政情報を保有すると思われる課等との連絡調整を行い、開示請求に係る行政情報を保有する課等（以下「担当課」という。）を特定する。担当課の特定、開示請求書記入事項の確認が完了すると、開示請求書の受付となる。担当課は、くらし応援室から送付を受けた開示請求書を收受し、開示決定等に係る事務を行う。

(2) 本件開示請求について

審査請求人から、くらし応援室からの連絡を受け、情報提供係が開示請求書の内容確認及び審査請求人からの聴取を行った。その内容が、「道路、及び水路の幅員に関する疑義及び市有地等境界確認に本人の立会いを求める手続きに違法性がある場合の審査条例」というものであったため、審査請求人に対し、情報提供係は本件開示請求に係る事務の所管ではない旨を伝えるも、情報提供係を指定した開示請求であるとの回答であった。

実務上、例え開示請求に係る行政情報が不存在であったとしても、開示請求に係る事務を所管する課等が担当課として開示決定等に係る事務処理を行うのが当然と考えられる。本件開示請求においても、本来であれば(1)のとおり、くらし応援室が担当課として本件開示請求に係る事務を所管する課を特定することになるが、審査請求人の意図により、情報提供係が本件開示決定等に係る事務処理を行うこととなった。

(3) 審査請求人は、「さいたま市行政透明推進課情報提供係りが提供できなければ市民は提供受け場所はない。提供係内部調査を行っても市民に提供すべきである。」「情報提供係に情報の開示を求め、開示を願います。」と主張している。(2)のとおり、審査請求人の意図により情報提供係が本件開示決定等に係る事務処理を行うこととなったが、情報提供係は本件開

示請求に係る事務は所管しておらず、その事務に係る審査条例なるものも所管していない。

- (4) 以上により、情報提供係では本件開示請求に係る事務は所管しておらず、「4 本件処分内容及び理由」のとおり、審査条例として所管するものは、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例のみであり、審査請求人の求める行政情報は不存在であるため不開示とした本件処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和5年3月24日に開示請求を行った「さ情審査答申第232号答申書3ページ(4)審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において特定の道路、及び水路の幅員に関する疑義及び前記2回の市有地等境界確認に本人の立合いを求める手続きに違法を主張するが、当審査会の権限外であるので言及しない。では審査は別に審査条例が存在するのか、開示又申請書はあるのか開示願いたい。情報提供係」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、情報提供係の所管する審査条例は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例のみであり、不存在であるため不開示決定を行ったところ、審査請求人は、情報提供係が提供できなければ、市民は提供を受ける場所はないので、調査のうえ開示すべきであるとして本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

本件開示請求は、要するに、審査請求人が主張する特定事案に対する実施機関の違法な手続について審査する関係条例の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関（市長）における担当課となった行政透明推進課は開示を求められる条例はその所管にないとして不開示決定を行った。この決定に不合理は認められない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 7月19日	諮問の受理（諮問第593号）
②	令和 6年 4月18日	審議
③	令和 6年 5月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)